

『児童虐待』 とは…

親または養育者が、子どもに加える次のような行為です。
児童虐待には大きくわけて、

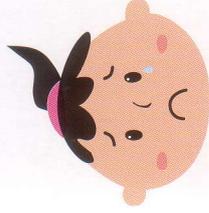
- ①**身体的虐待**
叩く、蹴る、タバコの火を押し付ける、くくりつけるなどの暴力でケガをさせたり、苦痛を与えることです。
- ②**養育の拒否や放置（ネグレクト）**
適切な衣食住の世話をしないなど、子どもを放ったらかしにしておくことです。
学校に行かせない、病院に連れて行かないなどを含みます。
※同居人による虐待を黙認することもこれにあたります。

- ③**心理的虐待**
無視や言葉の暴力などにより、子どもの心に不安やおびえなどをひきおこすことです。
※子どもの目で行われる家庭内暴力(DV)もこれにあたります。

- ④**性的虐待**
性的いたずらや性関係の強要など。

親はよく「しつけ」や「愛のムチ」と言いますが、これらの虐待は子どもの心身の成長を妨げ、心や体に深い傷あとを残します。時には、生命を奪うこともあります。
これらのことは決して愛情ではありません。

虐待は、家庭という密室で起こる出来事で、
家族だけの問題と片付けられがちです。
そのため、周りの人が口出ししにくいかもしれません。



しかし

子どもたちは自ら訴えられません。

子どもは虐待されても、訴えることがなかなかできません。
どんな仕打ちを受けても、他人に訴えることでさらにひどい仕打ちを受けたり、親に見捨てられないかとおびえている場合もあります。
「自分が悪いからだ」と思っている子どももいます。
虐待を受けていると思われる子どもたちのサインを周囲が早くキャッチし、援助の手に結びつけなければなりません。

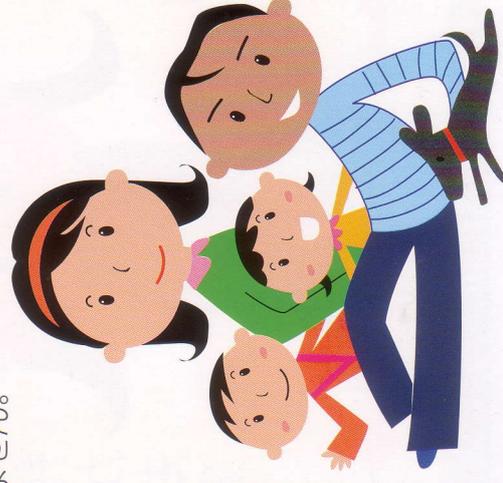
この子たちの親も悩んでいる人かもしれません。

虐待をする親はひどい親だと思ってしまうがちですが、
親自身も子育てや家庭の問題で悩んだり、地域で孤立している場合があります。
そのストレスを子どもに向けていることも多いのです。
親を責めるだけでは決して虐待の解決にはなりません。
虐待は親自身からのSOSであることも少なくありません。

気づいたらすぐに連絡を！（児童虐待の通告は国民の義務です。）

虐待でなかったらどうしようという不安を感じる必要はありません。
早ければ早いほど子どもや家族の痛みが軽くて済むのです。
ひとりで悩まずに関係機関に連絡してください。
(通告者の秘密は守られます。)

児童虐待について知りたい方、子育てに悩んでいる方は、
京都市情報館上のホームページ「あした笑顔になあれ」
<http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/kodomosos/>
(子どもSOS児童虐待防止ウェブサイト) を御覧ください。



一方的に親や子を責めないで！
早期に援助の手を差しのべましょう！